

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

田 上 高 久

長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表総務課の項中第31号を第36号とし、第30号の次に次の5号を加える。

- (31) 事務の合理化に関する事。
- (32) 電算システム（事務用システム及び標準システム）の維持管理に関する事。
- (33) 情報セキュリティに関する事。
- (34) 個人番号制度に関する事。
- (35) 市町との連絡調整に関する事。

別表保険管理課の項第8号を次のように改める。

- (8) 医療費推計に関する事。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。